

仕事と子育ての両立のための一般事業主行動計画  
(次世代育成支援対策推進法)

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1. 育児休業後に社員が復帰しやすくするための仕組みの構築

<対策> 育児休業中の社員への院内に関する情報提供を行う。

実施時期：令和2年4月1日～

目標2. 男性職員の育児休暇推進

<対策> 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知。

実施時期：令和2年4月1日～